

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：32680

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K14250

研究課題名（和文）植民地朝鮮における文法教育の内容および目的

研究課題名（英文）Content and Purpose of Grammar Education in Colonial Korea

研究代表者

勸米良 祐太（KAMMERA, Yuta）

武蔵野大学・教育学部・准教授

研究者番号：10761778

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、植民地朝鮮における中等教育用文法教科書『日本口語法及文法教科書』や、初等教育用読本『普通学校国語読本』（第2期）を対象として分析を行った。そこから、植民地朝鮮における文法教育の内容が、内地の内容からどのように変化しているか考察した。その結果、内地における文法事項を簡略化したり、あるいは内地と同様のテキストを示したりするなど、一定の変化は見られるものの、そこから国民統合の論理を見いだすことは難しかった。当初の仮説に反して、文法教育そのものから国民統合を行うという意図を見いだすの困難であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果としてあげられるのは、これまで十分に明らかにされてこなかった植民地朝鮮における文法教育について、実際の教科書を用いて考察したところにある。稿者は、植民地教育に対する批判はまだ十分に行われていないと考えている。それは本研究のように文法教科書を対象とする研究の厚みがまだ十分でないことによる。本研究は植民地朝鮮の文法教育に対して、そのような問題意識と研究の実際の一部を示した。また本研究は、日本国内の国語教育史のみならず、韓国内の言語教育史にも少なからぬインパクトを与えられるものである。

研究成果の概要（英文）：This study analyzed the secondary school grammar textbook "Japanese Textbook of Oral Language and Grammar" and the primary school reader "Ordinary School Readers of the Japanese Language" (2nd period) in colonial Korea. From this analysis, we examined how the content of grammar education in colonial Korea changed from the content in the colony. As a result, although certain changes were observed, such as simplification of the grammar items in the land and presentation of texts similar to those in the land, it was difficult to find the logic of national integration in these changes. Contrary to our initial hypothesis, it was difficult to find the intention of national integration in the grammar education itself.

研究分野：国語教育史

キーワード：文法教育 植民地朝鮮

## 1. 研究開始当初の背景

これまで、植民地朝鮮における言語施策については、為政者・研究者の言説分析や影響関係の分析を主とした考察が行われてきた。これらの研究は、為政者の政治理念や、研究者の言語観を考察し、なぜそのような言語施策が行われるに至ったかを明らかにしてきた（イ 1996 など）。これらの研究は、植民地における教育が行われる原理を考察してきた点で価値のある研究である。

一方、植民地における教育が実際の教室でどのような教材、指導法により行われたのか、それらの実践がどのような影響を（内地も含めて）与えたのかといった点については、十分に明らかになっていない。このような経緯から、具体的な教育課程や教科書内容について、内地との比較から明らかにするアプローチを着想した。

## 2. 研究の目的

本研究は、大きく 2 つの問いを設定する。

(i) 植民地朝鮮における文法教育は、内地の教育内容に対しどのような内容の加除を行ったか。また、その目的はなにか。

(ii) (i) による変更は、内地の教育内容にどのような影響を与えたか。また、その目的はなにか。

このような問いを設定する根拠としては、次の 2 点があげられる。

### ①植民地を包摂した国語教育史研究の必要

内地における国語教育と植民地における「国語」教育には、人的な交流があり、相互に影響関係をもっていた可能性が高い。その際、「内地→植民地」という影響関係と同時に、植民地で新たに組み込んだ内容を内地に取り入れる「植民地→内地」という影響関係もあったことが想定される（北川、2007）。植民地における「国語」教育史を考察することで、内地も含めた国語教育史を新たな角度から考察できる可能性がある。

### ②国民統合の装置としての文法教育史研究の必要

帝国日本の国語施策にはさまざまな批判が行われており、その批判対象のひとつに国語教育（文法教育）も含まれる。しかしそれらの批判は具体的な教科課程、教科書等を参照しては行われていない場合も多い。実際のところ、内地において公的に文法教育の目的に国民統合のはたらきが含まれるようになるのは、1937（昭和 12）年の中学校教授要目改正を待たなければならない（「国民性ノ自覚」など）。内地および植民地において、実際の教科書や授業を通してどのような国語施策が行われていたのか、実証的な考察を行う必要がある。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究の対象

主たる対象とするのは、植民地朝鮮および内地における教科書である。教科書については、朝鮮総督府編纂教科書、国定教科書、検定通過教科書、認可教科書など、公的にオーソライズされたものに対象を絞る。これにより、総督府や文部省がなんらかの意図をもって加除したと考えられる教育内容を明らかにすることができる。

対象とする教科書の科目は、文法にかぎらず、講読や作文も含める。植民地朝鮮における普通学校（小学校に相当）では、文法という科目が設定されていない。したがって講読の時間において読本を読みながら、あるいは作文の時間において作文を書かせながら、文法指導を行ったことが推測される。一方、高等普通学校（中学校に相当）では、文法が単独の科目として設定される。ここでは中等教育段階に進んだ「エリート」層の学習者について、文法を知識としてあらためて授け、より強固な同化政策をとったものと考えられる。このため高等普通学校では読本等に加え、文法教科書も対象とする。

### (2) 研究の方法

研究の方法としては、植民地朝鮮における教科書と、内地における教科書を比較する方法をとる。たとえば、次のような比較である。

(ア) 第 2 期国定読本（1910 年）と朝鮮第 1 期『普通学校国語読本』（1912 年）の比較

(イ) 第 2 期国定読本（1910 年）と第 3 期国定読本（1918 年）の比較

ここで、(ア) 植民地における内容の変化だけではなく、(イ) 内地における内容の変化も見るのは、(ア) のみを見てもそれが本当に「植民地に対する意図」を示すかがわからないためである。もし (ア) 植民地における変化と (イ) 内地における変化が同じであれば、それは植民地のみにおける変化とはいえない。それは文法研究の進展、指導法研究の進展など、異なる文脈による変

化と考えられる。そのため「植民地に対する意図」を抽出するのであれば、(イ)にはないが、(ア)のみに見られる変化を記述する必要がある。

#### 4. 研究成果

##### (1) 主たる研究成果

雑誌論文が5件、学会発表が6件ある。

##### ①雑誌論文

(ア)「明治後期旧制中学校における文法と作文との関連—芳賀矢一『中等教科明治文典』の分析を通して—」『日本語と日本文学』66、筑波大学日本語日本文学会、2020年【査読論文】

(イ)「国語科文法教科書における仮定形の定着過程」『人文科教育研究』48、人文科教育学会、2021年【査読論文】

(ウ)「大正期植民地朝鮮における文法教育が国民統合に果たした役割—高等普通学校用教科書『日本口語法及文法教科書』に着目して—」『月刊国語教育研究』597、2022年【招待論文】

(エ)「知識事項と他領域との関連を問い直す—2010年代の文法教育に関する文献レビューを通して—」『国語教育史研究』22、2022年【招待論文】

(オ)「中学校国語科における学習指導要領と文法論の関係」『武蔵野教育學論集』14、2023年

以下、とくに(ウ)について述べる。(ウ)は、『日本口語法及文法教科書』を対象として、植民地朝鮮であえて編纂された同教科書にどのような内容上の変更が行われているかについて考察した。その結果、同教科書における変更は語の詳細な分類の削除や、文型の提示といった内容にとどまった。ここからは、国民統合の論理を特別に見いだすことが難しい。同教科書においても、行われているのは非母語話者に対する日本語の定着のための配慮にとどまっていたといえる。

##### ②学会発表

(カ)「明治35年中学校教授要目下における文法教育の「実用」化に関する試み—芳賀矢一の教科書の分析を通して—」筑波大学日本語日本文学会第42回大会、2019年

(キ)「植民地朝鮮における初等教育読本の形式—第2期『普通学校国語読本』(芦田恵之助編)を主たる対象として—」全国大学国語教育学会第137回大会、2019年

(ク)「教科書史・教科内容史研究の可能性・方向性—文法教育史に関する研究を事例として—」全国大学国語教育学会第140回大会(オンライン)、2021年【招待発表】

(ケ)「国語科文法教科書における「仮定形」の定着過程」第141回全国大学国語教育学会世田谷大会(オンライン)、2021年

(コ)「学校文法が抱える歴史的な課題—明治、大正期における文法の「附帯」的指導に関連して—」全国大学国語教育学会第142回東京大会(オンライン)、2022年【招待発表】

(サ)「植民地朝鮮における「国語」科文法教育の内容」「東アジアの文法研究の近・現代化」国際学術シンポジウム、2023年

以下、とくに(キ)と(サ)について論じる。(キ)は、芦田恵之助が編者に関わっていた第2期『普通学校国語読本』について、内地用読本からどのような内容上の変更が行われているかについて考察した。その結果、同書において、特定の文型や文法事項を早く示している様子は見えなかった。むしろ、内地と共通の教材も多く示しており、読本の文章については内地との共通点が多く見えた。この結果から、植民地用読本において特定の言語事項をとくに示そうという意図を見いだすのは困難であった。

(サ)は、本研究の総括として、論文(ウ)や発表(キ)、およびその後の研究の進展をふまえて、植民地朝鮮における文法教育について論じた。その結果、今回対象とした資料に関しては、文法教育の内容そのものに国民統合を仮託する論理は見いだせなかった。ここから、仮説的な解釈としては、(1)国民統合はテキスト内容で行い、文法教育は言語運用のためという棲み分けが行われていた可能性、(2)「国語そのまま」を教育できる(すべき)という素朴な信念があった可能性(文法教科書で国民統合をことさらに語る必要を感じないほど強固な信念であった可能性)が指摘できる。今後は、これらの成果をふまえ、さらに分析の対象を広げて包括的な考察を行っていく必要がある。

##### (2) 国内外における位置づけとインパクト

本研究の成果としてあげられるのは、これまで十分に明らかにされてこなかった植民地朝鮮における文法教育について、実際の教科書を用いて考察したところにある。その結果、かならずしも文法教育そのものによって国民統合を行おうとする論理は(すくなくとも明示的な内容のなかには)見いだすことができなかった。稿者は、植民地教育に対する批判はまだ十分に行われていないと考えている。それは本研究のように文法教科書を対象とする研究の厚みがまだ十分でないことによる。教育内容の中心である教科書の分析を抜きにして、植民地教育に対する適切な批判や反省を行うのは難しい。本研究は植民地朝鮮の文法教育に対して、そのような問題意

識と研究の実際の一部を示した。

また本研究は、たとえば韓国における植民地教育研究にも一定のインパクトを与えるものである。当時日本がどのような言語施策を行ったかは、韓国においても共通の問題意識をもつテーマであるためである。このように本研究は、日本国内の国語教育史のみならず、韓国内の言語教育史にも少なからぬインパクトを与えられるものである。

前項において述べたように、今後は今回の考察の結果が、「文法は言語運用のために指導し、国民統合は他領域で行う」という棲み分けによるものであるのか、それとも明言する必要がないほど強固な信念であったのかについて考察する余地が残されている。本研究によって、植民地朝鮮の文法教育に対する新たな課題も明らかになった。今後はこの点について継続的に研究を行っていきたい。

<参考文献>

イオンスク（1996）『国語という思想』岩波書店

北川知子（2007）「朝鮮総督府編纂『普通学校国語読本』が語ること」『植民地教育史研究年報』9、日本植民地教育史研究会運営委員会、pp. 23-34

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 勅米良 祐太	4. 巻 66
2. 論文標題 <研究論文> 明治後期旧制中学校における文法と作文との関連：芳賀矢一『中等教科明治文典』の分析を通して	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本語と日本文学	6. 最初と最後の頁 L113～L128
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15068/00162334	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 勅米良 祐太	4. 巻 48
2. 論文標題 <研究論文>国語科文法教科書における仮定形の定着過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 人文学教育研究	6. 最初と最後の頁 79～92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15068/0002006540	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 勅米良祐太	4. 巻 597
2. 論文標題 大正期植民地朝鮮における文法教育が国民統合に果たした役割 高等普通学校用教科書『日本口語法及文法教科書』に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊国語教育研究	6. 最初と最後の頁 48-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 勅米良祐太	4. 巻 22
2. 論文標題 知識事項と他領域との関連を問い直すー2010年代の文法教育に関する文献レビューを通してー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国語教育史研究	6. 最初と最後の頁 9-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 勸米良祐太	4. 巻 14
2. 論文標題 中学校国語科における学習指導要領と文法論の関係	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 武蔵野教育學論集	6. 最初と最後の頁 71-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 勸米良祐太
2. 発表標題 植民地朝鮮における初等教育読本の形式 第2期『普通学校国語読本』（芦田恵之助編）を主たる対象として
3. 学会等名 全国大学国語教育学会第137回仙台大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 勸米良祐太
2. 発表標題 明治35年中学校教授要目下における文法教育の「実用」化に関する試み 芳賀矢一の教科書の分析を通して
3. 学会等名 筑波大学日本語日本文学会第42回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 勸米良祐太
2. 発表標題 教科書史・教科内容史研究の可能性・方向性 文法教育史に関する研究を事例として -
3. 学会等名 全国大学国語教育学会140回大会（オンライン）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 勸米良祐太
2. 発表標題 国語科文法教科書における「仮定形」の定着過程
3. 学会等名 全国大学国語教育学会第141回大会（オンライン）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 勸米良祐太
2. 発表標題 学校文法が抱える歴史的な課題 明治、大正期における文法の「附帯」的指導に関連して
3. 学会等名 全国大学国語教育学会第142回東京大会（オンライン）（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 勸米良祐太
2. 発表標題 植民地朝鮮における「国語」科文法教育の内容
3. 学会等名 「東アジアの文法研究の近・現代化」国際学術シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 勸米良祐太	4. 発行年 2021年
2. 出版社 協同出版	5. 総ページ数 205
3. 書名 新・教職課程演習 第10巻 初等国語科教育	

1. 著者名 勸米良祐太	4. 発行年 2021年
2. 出版社 協同出版	5. 総ページ数 239
3. 書名 新・教職課程演習 第16巻 中等国語科教育	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------